

別紙: 欧州委員会「TAXONOMY USER GUIDE」 部分翻訳

2024年5月 日本貿易振興機構(ジェトロ) 調査部 ブリュッセル事務所

はじめに

本資料は日本貿易振興機構(ジェトロ)の委託を受けた EY グローバルネットワーク(EY 新日本有限責任監査法人 CCaSS、EY ベルギーJBS)が、調査レポート「CSRD 適用対象日系企業のための ESRS 適用実務ガイダンス」(2024年3月)の別紙として作成した、欧州委員会「Taxonomy User Guide」の抜粋($12\sim35$ 頁および $49\sim51$ 頁)を翻訳した参考資料である。

本資料はジェトロまたは EY による法律的意見・見解・助言等を示すものではない。本資料は日系企業の EU タクソノミーの利用促進を目的とした部分翻訳であり、正式な見解は原文が優先される。また、法律上の問題に関しては法律の原文を確認し、別途専門家からの助言を受ける必要がある。

本資料に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負わない。本資料の内容については、欧州委員会の原文を合わせて参照のこと。なお、部分翻訳は発行時点(2023年6月)の内容に基づいており、それ以降の法改正などについては考慮しておらず、内容は変更される可能性がある。本資料の頁番号および脚注番号は、参照用に原文の番号と一致させている。

「Taxonomy User Guide」原文(欧州委員会):

https://ec.europa.eu/sustainable-finance-taxonomy/assets/documents/Taxonomy%20User%20Guide.pdf

2024年5月 日本貿易振興機構(ジェトロ) 調査部 欧州課 ブリュッセル事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

EU タクソノミーをどのように進めていくか?

3.1 企業が EU タクソノミーとの適合性を評価するための 4 つの重要なステップ

以下の対応方法は、EU タクソノミーの定める要求事項を実施するために企業が歩む必要のある主なステップを定義している。

図 3.1 タクソノミーに適合した活動を評価および開示するための段階的な対応方法



ステップ 1:EU タクソノミーの対象となる活動を特定する (「タクソノミー適格な活動」)

最初のステップは、評価対象企業の事業活動のうち、EU タクソノミーにおける「タクソノミー適格」¹² とみなされる活動を特定することである。これらの活動は、現在は、既存の気候委任法および補完的気候委任法に含まれるすべての活動である。将来的には、欧州委員会が採択する関連委任法におけるすべての経済活動から構成されることになる。利便性のために、EU Taxonomy Compass は、気候委任法および補完的気候委任法に含まれるすべての活動を視覚的に表現したものを提供している。

企業が自らに問うべき主な質問は以下のとおりである:

• *自社が行っている活動のうち、EU タクソノミーの対象となるものはどれか?* (この質問の対処方法の詳細については、使用例 1 を参照。)

ステップ²:活動が技術的スクリーニング基準を満たしているかを評価する(「タクソノミーに適合した活動」)

第2のステップは、特定された経済活動が、それぞれの委任法に定められた「技術的スクリーニング 基準」(実質的な貢献および著しい書を与えないことの基準)を満たしているかを評価し、その結 果として(次のステップで定める条件の下で)**タクソノミーに適合した**ものとして認識できるかを評価 することである。

特定の活動に、複数の目的に対する実質的な貢献の基準が定められている場合は、それぞれを評価する必要がある。

¹² EU タクソノミーは発展を続ける分類ツールであり、新しい経済活動のための技術的スクリーニング基準が徐々に追加されることに留意することが重要である。したがって、これまでに含まれていない経済活動、つまり、技術的スクリーニング基準がまだ開発されていない経済活動は、「サステナブルではない」とはみなされるわけではなく、EU タクソノミー上で「適格でない」とみなされるだけである。

実質的な貢献を評価する基準は、欧州グリーンディールの目標を達成するために必要な野心の程度に基づいている。ある活動が、EU タクソノミーの環境目標のいずれかに実質的な貢献をしている場合にのみ(汚染度の高い製造工程で限定的な効率改善を実施するようなわずかな貢献ではなく)、その活動は「環境面で持続可能」と分類できる(ただし、他の最低限のセーフガードと「著しい害を与えない」という基準を満たす場合)。

「著しい害を与えない」という基準は、経済活動が他の環境目標の達成を妨げないこと、つまり他の環境目標に重大な悪影響を与えないことを確保するものである。

BOX4 EU タクソノミーの「著しい害を与えない」基準

<u>EU タクソノミー規則</u>(第 17 条を参照)は、以下の場合に各項目に対して活動が著しい害を与えるとみなされると規定している。

- 1. 気候変動の緩和: その活動が、温室効果ガス(GHG)の大量排出につながる場合。
- 2. 気候変動への適応: その活動自体または人、自然、資産に対して、その活動が現在の気候および予想される将来の気候の悪影響の増加につながる場合。
- 3. 水および海洋資源の持続可能な利用と保護: その活動が、地表水および地下水を含む水域の良好な状態や良好な生態学的な潜在性、または、海洋水域の良好な環境状態に有害な場合。
- 4. **循環経済**(廃棄物の防止およびリサイクルを含む): その活動が、材料の使用や天然資源の直接的または間接的な使用において著しい非効率をもたらす場合、または、廃棄物の発生、焼却、処分を著しく増加させる場合、または、廃棄物の長期処分が重大かつ長期的な環境被害をもたらす可能性がある場合。
- 5. **汚染の防止と管理:** その活動が、大気、水、土地への汚染物質の排出を著しく増加させる場合 (その活動は、利用可能な最良な技術 (BAT) 原則に基づく環境パフォーマンスのレベルと比較して排出量が下回らなければならない)。
- 6. 生物多様性と生態系の保全と修復: その活動が、生態系の良好な状態やレジリエンスに著しく 有害な場合、または EU の利害があるものを含む生息地や種の保存状態に有害な場合。

気候委任法および補完的気候委任法は、経済活動が、(1) 気候変動の緩和または気候変動への適応に実質的に貢献し、(2) 他の5つの環境目標のいずれにも著しい害を与えないこと、を技術的スクリーニング基準として規定している。上述のとおり、気候委任法の将来の見直しには、気候および環境政策における最新の科学的証拠、技術の進歩および進化を反映するために、いくつかの技術的スクリーニング基準の更新が非常に高い確率で含まれるとみられる。

環境委任法は、経済活動が、(1)水および海洋資源の持続可能な利用と保護、循環経済への移行、汚染の防止と管理、生物多様性と生態系の保全と修復に実質的な貢献をし、かつ、(2)他の5つの目標のいずれにも著しい害を与えないことを技術的スクリーニング基準として定めている。

企業が自らに問うべき主な質問は以下のとおりである。

非財務情報開示指令(NFRD)/企業持続可能性報告指令(CSRD)の適用範囲に該当する企業の場合:

- 自社の特定の活動が気候変動の緩和に実質的に貢献し、その結果として潜在的に EU タクソノミーに適合するか、自社でどのように評価すればよいか?
- 適格な活動が「著しい害を与えない」(DNSH : Do No Significant Harm)の基

準を満たしているかを、自社でどのように評価すればよいか?

• 自社が、気候変動のインパクトに対して他者の適応の実現を促す活動を行っている場合、EU タクソノミーからどのような便益を得ることができるか?

すべての企業において:

• 自社が、気候変動の物理的インパクトへの適応をすることに関し、リーダーシップをどのように発揮できるか? EU タクソノミーは、この野心をどのように支援するか?

(これらの質問の対処方法の詳細については、使用例2から5を参照)

ステップ 3:最低限のセーフガードによる活動の遵守状況を確認する

第3のステップは、経済活動がタクソノミー規則第18条(1)および(2)に規定されている最低限のセーフガードも同様に遵守しているかを評価することである。

タクソノミー規則第 18 条(1)では、最低限のセーフガードは、OECD「多国籍企業行動指針」 および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」との整合性を確保するために、企業または金融機 関が実施する手続であると規定している。これには、「労働における基本的原則と権利に関する国 際労働機関(ILO)宣言」で明記された 8 つの基本条約および「国際人権章典」で規定している 原則や権利が含まれる。

前章ですでに説明したように、CSRD には詳細かつ包括的な持続可能性報告基準の開発が含まれている。これらの基準の第一弾は、2023 年半ばに委任法として欧州委員会によって採択される予定である。これらの基準は、全ての範囲を含む持続可能性報告基準として、企業が EU タクソノミーと CSRD の両方の要件を満たす社会的事項に関する開示が 1 式の情報の中のみで報告されることを確保するよう、社会面についても同様に扱っている。企業が自らに問うべき質問は以下の通りである。

• 自社の適格な活動が最低限のセーフガードを遵守していることを、どのように 確保できるか?

(この質問の対処方法の詳細については、使用例6を参照)

ステップ 4:関連する報告規則を適用する

EU タクソノミー規則では、NFRD/CSRD の適用範囲に該当する企業は、EU タクソノミー基準に適合する環境面で持続可能な経済活動の割合を開示しなければならないと規定している。 EU タクソノミーの報告要件は、開示委任法に規定されている。 同法は、非金融企業の売上高、資本的支出(CapEx)、および収益的支出(OpEx)に関連する主要業績評価指標(KPI)を定義する。 さらに、金融活動においてタクソノミーに適合する経済活動の割合を開示する必要がある資産運用会社、銀行、保険会社に対しては、特定の指標(「グリーン資産比率/グリーン投資比率」)を規定している。

企業がタクソノミー規則に基づく報告義務を履行することを支援するために、欧州委員会は、第8条の開示を対象とした3つのよくある質問(FAQ)を公開した。

- 2021 年 12 月 20 日に公開されたタクソノミー適格性報告に関する FAQ。
- 2022年2月2日に公開されたタクソノミー適格性報告に関する FAQ (委員会通知草案)。
- 2022 年 12 月 21 日に気候委任法の技術的スクリーニング基準に関する法的解釈に関する Q&A とともに、公開された非金融企業のタクソノミーに適合性報告に関する FAQ。

さらに、欧州委員会は、**EU Taxonomy Navigator** を公開した。これは、利用者が EU タクソノミーを簡単かつ実用的な方法でよりよく理解するのに役立つ 3 つのオンラインツールを提供するユーザーフレンドリーなウェブサイトであり、最終的に EU タクソノミーの導入を促進し、企業の報告義務を支援する。

- FAQs repository は、欧州委員会がこれまでに EU タクソノミーについて公開したすべて のよくある質問文書 (FAQ) の一覧的な参照サイトとして機能する。 FAQs repository を 通じて、利用者は関心のある特定の質問を検索でき、また、同様に組織種類や FAQ 文書 ごとに質問をフィルタリングできる。
- <u>EU Taxonomy Compass</u>は、EU タクソノミーの内容を視覚的に表現したオンラインツールであり、利用者はタクソノミー委任法の活動を検索し、技術的スクリーニング基準に直接アクセスできる。
- **EU Taxonomy Calculator** は、非金融企業が、タクソノミー開示委任法に従って、タクソノミーの適格性と適合性を判断する方法を段階的に解説することを目的としている。

対象範囲に(未だ)入っておらず、タクソノミーの適合性に関する開示義務を負っていない非金融企業および金融企業は、持続可能な資金調達へのアクセスを得る目的、またはその他のビジネス関連の理由により、任意で当該情報を開示することを決定できる。2021年12月20日、サステナブルファイナンスに関するプラットフォームは、報告開始初年度の適格性報告のための任意報告のベストプラクティスに関する追加の助言を公表した。

報告要件のタイムラインは以下の通りである:

図 3.2 報告要件のタイムラインの概要

| 2022年1月以降 | 非金融企業は前暦年のタクソノミーへの適格性を報告*金融企業は前暦年のタクソノミーへの適格性を報告* |
|-----------|--|
| 2023年1月以降 | 非金融企業は前暦年のタクソノミーへの適格性と適合性を報告金融企業は前暦年のタクソノミーへの適格性を報告 |
| 2024年1月以降 | 非金融企業は前暦年のタクソノミーへの適格性と適合性を報告金融企業は前暦年のタクソノミーへの適格性と適合性を報告 |
| 2025年1月以降 | 金融企業は 2024 年のレビュー期間を対象とした第三国エクスポージャーの DNSH 評価に関するタクソノミー適合性に関して推定値を用いることができる |
| 2026年1月以降 | • 信用機関は、トレーディング勘定と非銀行業務による報酬および手数料のタク ソノミーの適合性を含める |

*開示委任法第 8 条 (2) および (3) では、当該規則に従って開示される情報は、開示日の前暦年からの年度報告期間を対象とし、金融企業および非金融企業は、前年の年度報告期間を対象とする主要業績評価指標を非財務報告書に記載しなければならないと規定している。したがって、最初の報告期間は、2021 年の (会計) 年度となる。

会計年度が暦年と一致している企業の場合は、最初の報告期間は 2021 年 1月 1 日から 2021 年 12 月 31 日となる。会計年度が暦年と異なる企業の場合は、最後の年度報告期間のみを対象とする必要がある。例えば、7 月 1 日に始まり 6 月 30 日に終わる会計年度の企業の場合、タクソノミー規則第 8 条に基づく最初の開示は、前年度の報告期間となる 2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日までの期間(のみ)を対象とする必要がある。

- 2022 年 1 月時点(報告期間 2021 年)では、NFRD の対象となる企業は、**EU タクソノ ミーで適格とみなされる**自社の活動の割合(または活動へのエクスポージャーの割合)と、適格でない活動(つまり、タクソノミーの対象外)の割合の報告を開始した。この段階では、当該企業はこれらの活動のタクソノミーとの適合性を評価する必要はない。また、気候目標に関連する活動のみを報告する必要がある(他の目標に関連する活動は 2023 年になって公表される)。
- 2023 年(報告期間 2022 年)には、NFRD の対象となる非金融企業は、どのような活動が EU タクソノミーの気候目標に**適合しているとみなされる**かの報告が必要になる。

- 2024 年(報告期間 2023 年)には、大規模金融機関 ¹³ の気候目標に関連する活動に ついても**類似の要件**が適用される予定である。ただし、金融機関(銀行)のトレーディング勘 定と非銀行業務による報酬および手数料は例外として、2026 年まで適用が見送られる ¹⁴。
- 3年間の移行期間を経て、2026年(報告期間2025年)に、信用機関(銀行)は、トレーディング勘定と非銀行業務による報酬および手数料の適合性についても同様に報告が必要になる。
- 前章で述べたように、CSRD は、持続可能性情報を公開する必要がある企業の範囲を、すべての 大企業およびすべての上場企業(零細企業を除く)に拡大している。NFRD の対象外である 大企業は、2026 年(報告期間 2025 年)に初めての報告が必要になる。
- 上場中小企業は、2027年(報告期間 2026年)に初めての報告が必要になる。ただし、 さらに2年間は報告要件を免除することができる。

企業が自らに問うべき主な質問は以下のとおりである。

NFRD/CSRD の適用範囲に該当する企業の場合:

- 非金融企業のEUタクソノミーに関連する開示義務は何か?
- 金融機関(銀行、資産運用会社、保険会社)の EU タクソノミーに関連する開示 義務は何か?
- 自社が新しい確実性の高い移行目標を定義し、開示するのに、EU タクソノミー はどのように役立つか?

NFRD/CSRD の適用範囲に該当しない企業の場合:

• 自社が気候変動の緩和と気候変動への適応のインパクトを測定し、報告するために、EU タクソノミーをどのように活用できるか?

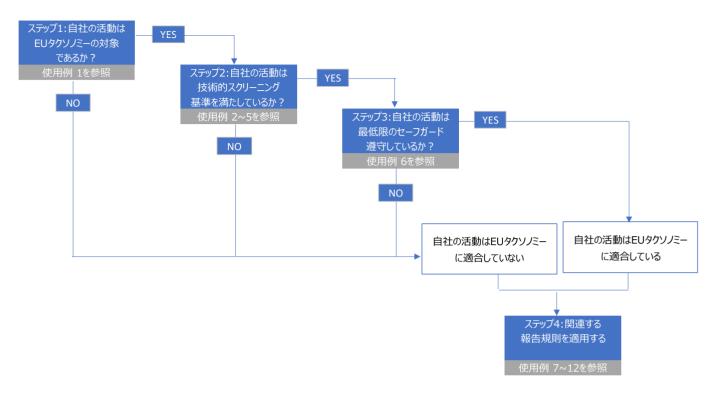
(これらの質問の対処方法の詳細については、使用例7から12を参照)

図 3.3 は、対応方法の各段階における使用例のカバー範囲を示している。関連する報告規則は、たとえ企業が適合性のある経済活動を行っていない場合でも適用される。

¹³ 大規模金融機関とは、非財務情報開示指令(NFRD)で定義された基準を満たす信用機関(銀行)、 資産運用会社、保険会社および再保険会社を対象としている。

¹⁴ ソブリン債や非 NFRD 企業を含む一部のエクスポージャーや投資は、まだ十分に反映されていない可能性がある点に留意。 当該報告要件は、第 10 条の検討期間(2024 年 6 月予定) の結果に依拠することになる。

図 3.3 使用例の適用範囲の概要



3.2 企業が EU タクソノミーの主要な課題とメリットを方向づけることに役立つ使用例の概要

本解説では、主に非金融企業が EU タクソノミーを導入する際に生じる重要な課題や機会に取り組む際に役立つ 12 の使用例を挙げている。使用例の一部は、NFRD/CSRD の適用範囲に該当する金融機関にも関連する。

各使用例について、当解説は:

- 使用例が対処する機会となる課題を定義している。
- 背景、既存の規制との関連性、潜在的にハイレベルなガイダンスを提供している。
- 企業が、課題に取り組み、機会を最大化するために実行できる具体的なステップを定義 している。
- 次のステップの可能性と、有用な追加リソースを共有している。

表 3.1 に、選定された 12 の使用例の概要を示す。

表 3.1 「使用例」の概要

| | 自社がどの企業群か? | 自社にとっての課題や便益は何か? | | | | | | |
|--|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| ステップ 1 に関連する使用例:適格な活動を特定する | | | | | | | | |
| 1. | 全企業 | 自社が行う活動のうち、EU タクソノミ ーの対象となるのはどれか? | | | | | | |
| ステップ 2 に関連する使用例:活動の EU タクソノミーの適合性を評価する | | | | | | | | |
| 2. | NFRD/CSRD 対象の企業 | 自社の特定の活動が気候変動の緩和に実質的に貢献し、その結果として潜在的に EU タクソノミーに適合するか、自社でどのように評価すればよいか? | | | | | | |

| | 自社がどの企業群か? | 自社にとっての課題や便益は何か? | | | | | | |
|-----------|-------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 3. | | 適格な活動が「著しい害を与えない」 (DNSH) の基準を満たしているかを、 自社でどのように評価すればよいか? | | | | | | |
| 4. | | 自社が、気候変動のインパクトに対して他者の適応の実現を促す活動を行っている場合、EU タクソノミーからどのように便益を得ることができるか? | | | | | | |
| 5. | 全企業 | 自社が、気候変動の物理的インパクトに適応することに関して、リーダーシップをどのように発揮できるか? EU タクソノミーは、この野心をどのように支援するか? | | | | | | |
| ステップ 3 に関 |]連する使用例:最低限のセーフガードによ | る活動の遵守状況を確認する | | | | | | |
| 6. | 全企業 | 自社の適格な活動が最低限のセーフ ガードを遵守していることを、どのように確 保できるか? | | | | | | |
| ステップ 4 に関 | ステップ 4 に関連する使用例:関連する報告規則を適用する | | | | | | | |
| 7. | NFRD/CSRD 対象の非金融企業 | 非金融企業の EU タクソノミーに関連 する開示義務は何か? | | | | | | |
| 8. | | 信用機関(銀行)の EU タクソノミー に関連する開示義務は何か? | | | | | | |
| 9. | NFRD/CSRD 対象の金融機関 | 資産運用会社の EU タクソノミーに関連する開示義務は何か? | | | | | | |
| 10. | | 保険会社および再保険会社の EU タ クソノミーに関連する開示義務は何か? | | | | | | |
| 11. | 全企業 | 自社が新しい確実性の高い移行目標を定義し、開示するのに、EU タクソノミーはどのように役立つか? | | | | | | |
| 12. | NFRD/CSRD 対象外の企業 | 自社は、気候変動の緩和と気候変動への適応に関する影響を測定し、報告するために、EU タクソノミーをどのように活用できるか? | | | | | | |

3.3 ステップ 1 に関連する使用例: 適格な活動を特定する

使用例 1:潜在的な「タクソノミー適格」な活動の特定

自社が行う活動のうち、EU タクソノミーの対象となるのはどれか?

背景

2021年4月、欧州委員会は、気候中立性の達成と気候変動への適応の実 現に、最も関連性の高いセクターにおける経済活動の基準を定めた気候委任法 を採択した。

気候委任法は、以下のセクターにおいて80以上の活動を特定した。

- 林業
- 環境保護および回復活動
- 製造業
- エネルギー
- ト下水道、廃水処理および水質浄化
- 輸送
- 建設および不動産業
- 情報通信
- 専門的、科学的および技術的活動 (適応関連の活動に限るが、以下のセクター)
- 金融および保険業
- 教育
- 保健衛生およびソーシャルワーク活動
- 芸術、娯楽およびレクリエーション

さらに、2022年3月9日、欧州委員会は、ガスおよび原子力エネルギー分野 における経済活動の基準を定めた補完的気候委任法を採択した。

上記で強調したように、企業の活動の一部またはすべてがリストに含まれていな いという事実は、必ずしもそれらが持続可能でないことを意味するものではない。こ のことは、これらの活動の基準が未だ開発されていないが故に、EU タクソノミーの 下では、未だ適格ではないということを単に意味している。

される対応方 法

課題に対処す ステップ 1 - 自社が行っている活動、または自社が提供する金融商品の対象とな るための提案 | る活動で、気候変動の緩和または気候変動への適応に実質的に貢献する可能 性のあるものを特定する 15。

> 例えば、建設企業は、低炭素建物の建設を支援するサービスや、自 社や他社の事業に対する最も重要な物理的気候リスクの軽減を支援す る活動を、潜在的なタクソノミー適格な活動として一覧化する。

ステップ 2 -どの活動が EU タクソノミーの対象になるかの概要を把握するために、 これらの活動を気候委任法の附属書および補完的気候委任法に定められたリス トと照らし合わせてスクリーニングする。 EU Taxonomy Compass を使用する と、ここまでの関連する活動をすばやく視覚化できる。

¹⁵ この評価は、環境委任法が採択されれば、EU タクソノミーに基づく他の 4 つの環境目標に拡大しなければならない。

例えば、EU Taxonomy Compass は、現在、次の活動が、建設および不動産の活動について、適格となる可能性があることを示している:
(1) 新しい建物の建設、(2) 既存建物の改修、(3) エネルギー効率向上設備の設置、保守および修繕などの活動

EU タクソノミーは、適格な経済活動を示唆する方向性として欧州産業分類システム (NACE) を使用している。NACEコードは、気候委任法の附属書に含まれ、適格性の範囲を決定するための要素として使用される「活動の説明」のセクションに記載されている。NACEコードへの参照は単なる例示であり、必ずしもすべてを網羅しているわけではない。したがって、ある経済活動が、企業のNACE セクターに関する活動の説明として記載されていない場合でも、気候委任法に定められた活動の説明や技術的スクリーニング基準と合致する可能性がある。

次のステップと 参照

自社の活動(の一部)が未だリストに含まれていない場合には、2023 年に予定されている気候委任法の改正と環境委任法の採択に注意を払う必要がある。

また、利害関係者として、欧州委員会のウェブサイト上で利用できる専用のステークホルダーリクエストメカニズム(Stakeholder Request Mechanism)を通じて、EU タクソノミーの対象とすべきではあると確信する活動について、サステナブルファイナンスに関するプラットフォームに通知する機会も設けられている。

推奨リソースの参照

■ EU Taxonomy Compass

3.4 ステップ 2 に関連する使用例: 活動の EU タクソノミーの適合性を評価する

使用例 2: 活動が気候変動の緩和に実質的に貢献しているとみなされるかを評価

特定の活動が気候変動の緩和に実質的に貢献しているとみなされるかを、自社はどのように評 価すればよいか?

背黒

EU タクソノミーでは、EU の環境目標の少なくとも 1 つの達成にわずかな貢献で はなく実質的な貢献をした場合(同様に、使用例3と6でそれぞれ説明されて いるように、著しい害を与えず、最低限のセーフガードを満たしている場合)に、活 動が適合すると認識される。この基準は、欧州グリーンディールの目標を達成する ために必要な野心の程度に基づいて設定されている。

経済活動は、EU タクソノミー規則の第 10 条から第 15 条に列挙された実質 的な貢献のための活動ごとの技術的スクリーニング基準によって明示された特定の 手段を通じて、6つの環境目標のいずれかの実質的な貢献となりうる。

るための提案 された対応方 法

課題に対処す | ステップ 1 - 投資が、気候委任法および補完的気候委任法の附属書 1 に含ま れる関連活動の説明と合致していることを確認する。EU Taxonomy Compass は、活動とその内容の概要をすばやく把握するための便利なツールとし て機能する。

例えば、エネルギー効率化対策については、活動「7.3 エネルギー 効率向上設備の設置、保守、修理」(エネルギー効率向上設備の設 置、保守または修理からなる個々の改修対策)を参照する。

このカテゴリの経済活動は、規則 (EC) No 1893/2006 によって確立 された経済活動の統計分類に従って、いくつかの NACE コード、特に F42、F43、M71、C16、C17、C22、C23、C25、C27、C28、S95.21、 S95.22、C33.12に関連付けられる可能性がある。

ステップ2-活動が気候変動の緩和に実質的に貢献するための技術的スクリーニ ング基準に準拠(「適合」)するために何が要求されるかを理解する。

この基準では、特定のデータや情報の収集が要求される可能性がある。

したがって、評価の準備(例:データ要件の特定、データ収集のためのソースの特 定、データ収集の責任とタイムラインの定義、データ品質チェックの定義など)のた めに取るべき行動の定義を早々に開始することが推奨される。

例えば、エネルギー効率向上設備への投資の場合、基準には、 EUまたは国単位での関連法令遵守要件の参照(例:建築物のエネルギー 性能に関する指令 2010/31/EU の改正により適用される国内法)、お よび(2) 適格とみなされる特定の個別の措置 (例:既存の窓を新しい エネルギー効率の高い窓に交換する)が含まれる。

次のステップと 参照

推奨リソースへの参照

■ EU Taxonomy Compass

使用例 3: DNSH 基準に照らした活動の評価

適格な活動が「著しい害を与えない」(DNSH)の基準を満たしているかを、自社でどのように評価すればよいか?

背景

ある活動が EU の環境目標の少なくとも 1 つに実質的に貢献しているかを評価する基準とともに、「著しい害を与えない」(DNSH)の基準は、経済活動が他の 5 つの環境目標のいずれにも害を及ぼさないために満たすべき最低限の要件を定めている。

DNSH の基準に違反すると、その活動は自動的に環境面で持続可能なものとはみなされないこととなる。自社の活動をタクソノミーに適合したものとして分類したい場合には、それぞれの委任法に定められた DNSH の基準への準拠を確保することは企業の責任となる。技術的スクリーニング基準に定められた要件との適合性を確認するには、企業による詳細な評価が必要になる場合がある。

環境法への遵守が要求される DNSH 基準については、外部の管轄当局が評価手続を行い、その後許可を与えることが必要になる場合がある。

課題に対処するための提案された対応方法

ステップ 1 - <u>気候委任法</u>および補完的気候委任法において、企業が実質的な貢献に係る基準を遵守している経済活動について、DNSH 基準を特定する。

ステップ 2 - DNSH 基準への準拠を評価するために必要なデータと証拠を収集する。

ステップ 3 - 識別された適格性のある経済活動が委任法に規定される著しい害を与えないためのそれぞれの基準を満たしているかを評価するために、詳細な内部検証プロセスを実施する。適用される環境法令で義務付けられている場合は、プロセスの初期段階で正式な評価手続が実行され、関連する許可と承認が管轄当局から取得されていることを確認する。該当する場合は、自社の活動に係る現地の事情を考慮する。

多くの活動において、委任法の付録に規定されているように、<u>気候委任法</u>および 補完的気候委任法に含まれる DNSH を評価するための基準は一般的なもので ある。

例えば、生物多様性と生態系の保全と修復に対する DNSH の一般的な 基準は以下のとおりである。

- <u>指令 2011/92 / EU335</u>に従って、環境影響評価(EIA) またはスク リーニングが完了している。
- EIA が実施された場合、環境保護のための修復緩和策および補償策が実施されている。
- 生物多様性的に影響を受けやすい地域(ナチュラ 2000 保護地域ネットワーク、ユネスコ世界遺産、主要な生物多様性に係る地域、およびその他の保護地域を含む)、またはその周辺にある拠点/事業については、該当する場合は、適切な評価が実施され、その結果に基づいて、必要な緩和措置が実行される。

一部の活動については、DNSH を評価するための技術的スクリーニング基準は活動に対して固有のものである。

例えば、都市間旅客鉄道輸送に関連する活動の「汚染の防止と管理」に対する DNSH は、「鉄道機関車用推進エンジン (RLL) および鉄道車両用推進エンジン (RLR) が、欧州議会および EU 理事会の規則 (EU) 2016/1628 の附属書 II に定められた排出制限に準拠している」ことを実証することによって確保される。

EU タクソノミーは、いつ、どのように管理すべきかを含め、重要で潜在的な負のイ

| | ンパクトの評価を解説することで、著しい害を与えないという原則を体系的な方法 で完全に統合することを目的としている。 |
|---------------|--|
| 次のステップと 参照 | 推奨リソースへの参照 |
| | ◆ 気候委任法 |
| | ● 補完的な気候委任法 |
| | |

使用例 4: 気候変動のインパクトへの適応に向けた他者の支援

自社が、気候変動のインパクトに対して他者の適応の実現を促す活動を行っている場合、EU タクソノミーからどのように便益を得ることができるか?

背黒

NFRD/CSRD の適用範囲に該当する企業として、自社の活動が EU タクソノミーにどのように、またはどの程度、適合しているかに関する情報を開示する必要がある。自社が、気候変動のインパクトに対して他者の適応の実現を促す活動を行っている場合、関連する収益および資本的支出並びに収益的支出はタクソノミーに適合している可能性がある。それらを報告することで、自社の評判を高め、資本へのアクセスを向上することができる。

課題に対処するための提案された対応方法

ステップ 1-他者の適応の実現を促す自社の活動、サービス、解決手段について、EU タクソノミーの対象になっているかを確認する。正確にどの活動が適格であるかは、現在までの気候委任法の附属書 II の「活動の説明」セクションで定義されている。現在までに、以下の分野の営業活動が、気候変動への適応を「実現を促す」活動として適格である。

- 気候変動への適応に特化した整備保守活動および関連技術コンサルティング
- 関連する市場調査、開発、イノベーション
- 損害保険: 気候関連リスクの引受
- 再保険

例えば、自治体向けの水飲み場システムを計画する整備保守会社は、この活動がEUタクソノミーへの適応の実現を促す活動(気候変動への適応に特化した整備保守活動および関連技術コンサルタント)の下で、適格であると特定できる。

さらに、以下のセクターの活動は、適応の実現を促す活動として適格である。

つまり、実質的な貢献に関する最初の 4 つの技術的スクリーニング基準を満たす場合、適応活動として認められ、また、実質的な貢献に関する 5 番目の技術的スクリーニング基準を満たす場合、適応の実現を促す活動として認められる(したがって、CapEx と OpEx に加えて、タクソノミーに適合した収益と主張できる)。

- 植林
- 異常事象後の森林再生や自然林再生など、森林の復旧・再生
- 森林管理
- 保全林業
- 湿地の再生
- 番組制作・放送活動
- 教育
- 創作、芸術、娯楽活動
- 図書館、公文書館、博物館、文化活動
- 映画、ビデオ、テレビ番組の制作、録音、音楽出版活動

ステップ 2-当該活動が「技術的スクリーニング基準」を満たしていることを確認する (詳細については、使用例 2 を参照)。 一般に、自社の活動、サービス、解決手段が、他の人々(人、自然、文化遺産、資産、その他の経済活動)が気候変動のインパクトに適応するのに直接役立つことを示す場合、適応の実現を促すとして認められる。

ステップ3-適応の実現を促し、自社のターゲットとなる活動分野、顧客、または顧客の現在および将来の気候リスクを評価する方法を示す。

例えば、水飲み場を開発する整備保守会社は、顧客である自治体の 暑熱リスクが気候変動によってどのように著しく悪化するかを示す必 要がある。

その評価は、気候予測における起こりうる不確実性を加味し、確かなデータに基づく必要がある。このような評価のための気候データは、例えば、欧州委員会が管理する Copernicus Climate Change Service を通じてアクセスすることができる(気候リスク評価の詳細については、使用例 5 を参照)。自社の顧客が実施した気候リスク評価や、自社の活動に関連した気候リスク評価を参照することも同様に可能な場合がある。

水飲み場を開発する整備保守会社を例にとると、国または地方の気候リスクや脆弱性の評価で、活動場所の暑熱リスクがすでに特定されている可能性がある。

ステップ4-自社の活動の主な目的が、以下のいずれかのための技術、製品、サービス、情報または実践の利用を提供または促進することであると実証する。(1)物理的な気候リスクに対するレジリエンスのレベルを高める、または、(2)適応への取り組みに貢献する

例えば、暑熱ストレスが高い地域に水飲み場を設置する場合、特に 企業の活動分野における適応戦略に沿っている場合には、上記の主な 目的を有するものとみなされる。この戦略を参照することで、企業は 適応に貢献していることを示せる可能性がある。

次のステップと 参照

推奨リソースへの参照

- 気候委任法
- 気候データとツールを提供する Copernicus Climate Change Service
- 気候委任法の技術的スクリーニング基準に関する法的解釈に関する Q&A
- 知識と経験を共有するためのプラットフォームとしての Climate-ADAPT
- 地域の気候行動計画のデータベースとしての市長協定

使用例 5:気候変動のインパクトへの適応におけるベストプラクティスとの整合

自社が、気候変動の物理的インパクトへの適応することに関して、リーダーシップをどのように発揮できるか? EU タクソノミーは、この野心をどのように支援するのか?

背景

自社が NFRD/CSRD の適用範囲に該当する場合、特定の活動を気候変動のインパクトに適応させるための自社の収益的支出および資本的支出に関する情報を開示する必要がある。EU タクソノミーは、何が気候変動への適応に実質的に貢献しているとみなされるかを判断する基準を提供することにより、企業が気候変動に対してより強靭になることを支援している。

これらの情報を利用可能とすることで、自社が気候変動の物理的リスクに包括的に取り組んでいることを、金融機関や広く一般の人々に示すことができる。これは、自社の評判に正の効果をもたらし、資本へのアクセスを向上することができる。

EU タクソノミーに基づいて物理的な気候リスクを開示する義務がない場合でも、次のようなさまざまな理由から、EU タクソノミーに準拠した方法で気候リスクと脆弱性の評価を実施することには大きなメリットがある。第一に、気候変動への適応のための支出を任意で開示する機会が得られる。第二に、金融機関(銀行など)、投資家、顧客は、気候リスクに関連する行動や情報の開示を期待する可能性がある。第三に、資本市場へのより容易なアクセスから利益を得ることができ、将来的に利益を生む可能性が高い気候変動へのレジリエンスに必要な先行投資を行うことに役立ちうる可能性がある。

課題に対処するための提案された対応方法

ステップ 1-EU タクソノミーにおいて、現在、気候変動への適応に実質的に貢献している可能性があるとして識別されるあらゆる活動を、自社で実施しているかを確認する(つまり、自社の活動が「タクソノミー適格」であるかどうか - 使用例 1 を参照)。

ステップ 2-これらの活動について気候変動のインパクトに対処するステップを未だ講じていない場合は、気候委任法の附属書 II の付録 A に記載されているどの気候関連の危険性が、予想される存続期間中の活動実績にどのような影響を与える可能性があるかを理解するために、自社の各活動をスクリーニングする。

例えば、内陸貨物水運を利用する物流会社では、気候変動によって、重要な航路における水位低下日数の増加した頻度により、船舶の 積載量の削減を余儀なくされるため、負の影響を受ける可能性がある。

ステップ 3-活動が物理的なインパクトをもたらす 1 つ以上の危険性の影響を受ける可能性がある場合は、気候リスクと徹底的な脆弱性の評価を実施する。このような評価は、起こりうるリスクを軽減するために取るべき行動を指し示す。対応方法を選択する際には、リソースとデータの可用性を考慮する必要がある。リスク評価対応方法に関しては、EU タクソノミーは、選択した対応方法がベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づき、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書や科学的な査読付き公表物が提示するリスクと脆弱性の評価に関する最先端の科学と一致している限り、柔軟性を認めている。

自社の評価対応方法が認められた品質基準に基づいていることを確認する適切な方法の1つは、気候変動への適応に関する欧州規格 EN ISO 14091:2021 に概説されている脆弱性およびインパクトおよびリスク評価に関するガイドラインに従うことである。このような標準化されたリスク評価では、以下が必要となる:(1)気候変動によるインパクトをスクリーニングし、特定された危険性によって、自社の活動がどのようにインパクトを受けるかを示す気候インパクトチェーンを開発すること、(2)インパクトに関する指標を特定すること、(3)指標のデータを取得・管理すること、(4)指標とリスク要素を集計すること、(5)自社の適応能力を評価すること、(6)調査結果を解釈・評価すること、(7)セクター間の依存関係を分析すること、(8)調査結果の独立したレビューを実施すること、

特に中小企業の場合、Climate Expert Tool などのガイダンス資料は、自社が最も関連する気候へのインパクトを特定および評価することに役に立ちうる。例えば、前述の物流会社の場合、とりわけ、過去に水位低下日が輸送量にどのような影響を与えたかを示し、継続的な気候変動の結果として、そのような日数が将来どこまで増加するかを調査することを意味する。

ステップ 4-使用する気候予測が活動の存続期間に対応していることを確認する。森林を植林する、または耐用年数 60 年の工場を建設する場合は、牧草を植える、または耐用年数 15 年のポンプを建設するよりも、さらに先を見据えた計画を立てなければならないため、当該確認は重要である。より短い時間枠の気候予測では、より単純な手法(例えば、過去の気候変動傾向データからの推定)を用いることができるかもしれない一方で、より長い時間枠の予測では、より複雑な評価(例えば、気候影響モデリング)が必要になる。 気候委任法は、次のように規定している:

- (1) 予想存続期間が 10 年未満の活動については、少なくとも、活動の存続期間に対応する最小の適切な規模で気候予測を使用する必要がある。
- (2) 存続期間が 10 年以上の活動については、さまざまな将来のシナリオにおいて、利用可能な最高の解像度を持つ最先端の気候予測を組み込む必要がある。大規模な投資については、少なくとも 10 年から 30 年の予測を含める必要がある。このような予測に、オープンソースのモデル(例えば、欧州委員会が管理する Copernicus Climate Change Service を通じてアクセスできる)は優れた選択肢となる。

例えば、物流会社は、同社が事業の大部分を行う 2 つの河川における気候変動のインパクトに関する<u>科学的研究</u>を、評価の 1 つの情報源 として使用できる。

当該研究では、さまざまなシナリオや期間にわたる最先端の気候予 測が使用されている。当該研究では、例えば、使用された気候モデル や最新でかつ信頼できるデータソースなどの方法論を透明性を持って 開示しており、かつ、専門家による査読を経て、信頼できる機関によ って公開されている。

ステップ 5-評価の結果および状況にあわせて調整された方法で、適応策を選択する。当該適応策の中で、解決手段が実行される。適応策は、すべての解決手段が特定されたインパクトを総合的に大幅に軽減することを確保するための適応計画に統合される必要がある。

例えば、物流会社が低水位時に輸送量が減少するリスクを軽減したい場合の解決手段の 1 つは、そのような条件下でもより適切に運航できる軽量船で船舶を更新することである。この評価は、この解決手段が財政的に実現可能で、かつ、現実的に実施可能であり、また、他者の適応努力に影響を与えず、地方や地域の適応計画と矛盾しないことが示された。

この物理的解決手段は、適応附属書 6.8 の内陸貨物水運にある別の活動の対象となっているため、企業はその解決手段が当該活動の DNSH 基準に準拠していることを確認した。

ステップ 6-適切な適応策を実行する。実行のために発生した支出は、EU タクソノミーの適応目標に貢献する支出として各年度末に報告することができる。

例えば、物流会社が軽量船を購入するための費用は、タクソノミーに適合した支出として報告できる。

ステップ 7-モニタリングおよび測定の制度を構築する。適応策を実行する場合、その企業は解決手段の有効性をモニタリングするための指標を定義する必要がある。指標を満たさない場合は、是正措置を講じる必要がある。

例えば、解決手段のモニタリングのために、企業は低水位で輸送される目標トン数を測定する指標を定義した。軽量船を購入、運航した後、水位が非常に低い日があり、軽量船の貨物容量の半分しか積み込めず、目標指標が達成されていないことが判明した。企業は、改善策を検討し、水路で輸送できない貨物を補うために、追加の道路輸送に委託することを決定した。

次のステップと 参照

次のステップと 推奨リソースの参照

- EN ISO 1409:2021 欧州規格「気候変動への適応-脆弱性、インパクト、 リスク評価に関するガイドライン」
- <u>Climate Expert Tool</u>:気候リスクと機会の評価と優先順位付を含む、適応戦略を策定する際に関連する質問について企業を手助けしてくれる中小企業向けの実用的な Excel ツール
- 気候データとツールを提供する Copernicus Climate Change Service
- 知識と経験を共有するためのプラットフォームとしての Climate-ADAPT

3.5 ステップ 3 に関連する使用例: 最低限のセーフガードによる活動の遵守状況を確認する

使用例 6:最低限のセーフガードによる活動の遵守状況の評価

自社の適格な活動が最低限のセーフガードを遵守していることを、どのように確保できるか?

背景

持続可能で包摂的な成長を支援する欧州社会権の柱に謳われている原則に沿い、国際的な最低限の人権と労働者の権利と基準の重要性を認識した上で、EU タクソノミー規則は、経済活動が第 18 条(1) および(2) に準拠している場合にのみ、環境的に持続可能であると認定されるべきであると規定している。

第3条(c)に規定する最低限のセーフガードは、経済活動を行う企業が、 OECD「多国籍企業行動指針」および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」 (「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」で特定された8つの基本条約と「国際人権章典」に定められた原則と権利を含む)との整合性を確保するための手続である。

本条第 1 項に規定する手続を実施する場合、企業は、規則 EU) 2019/2088 ¹⁶第 2 条 (17) に規定されている「著しい害を与えない」という基準を遵守しなければならない。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」には、以下のものが含まれる。(1) 「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」、(2) ILO の 8 つ の基本条約、および、(3)国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の「国際人権章典」。

- 一例として、ILO 宣言で特定された8つの基本条約は以下のとおりである。
 - 強制労働の対象とならない権利
 - 結社の自由
 - 労働者の団結権
 - 団体交渉権
 - 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬
 - 雇用および職業についての機会と待遇における非差別
 - 児童労働の対象とならない権利

注意事項:タクソノミー規則第 8 条に基づくタクソノミー開示の対象となる企業は、CSRDで参照されている持続可能性報告基準も対象となる。

これらの基準は、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)によって作成され、 委任法として欧州委員会によって採択される。

¹⁶ 金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する 2019 年 11 月 27 日の欧州議会および EU 理事会規則 (EU) 2019/2088 (サステナブルファイナンス開示規則)。

課題に対処す 法

最低限のセーフガードの自社の遵守を実証するために、タクソノミー規則第 18 るための提案 条 (1) で参照されている国連ビジネスと人権に関する指導原則および OECD された対応方 多国籍企業行動指針を遵守するために必要な関連する方針、手続、システム、 および指標を自社が規定していることを確認する。

例えば、このような情報には以下が含まれる。

- 自社の労務規程とガバナンス規程、およびこれらの規程に 8 つ の基本条約すべての遵守が含まれているか
- (2) 自社の労務管理システムの定義
- (3) 安全衛生の実績、男女の流動性、男女の賃金格差などの要素に関 する主要業績評価指標
- (4) これらの領域における事業所および/またはサプライヤーまたは 下請け業者の監査

参照

次のステップと 推奨リソースへの参照

- OECD 多国籍企業行動指針
- 国連ビジネスと人権に関する指導原則
- 「欧州委員会から今後発表される可能性のある FAQ]
- 最低限のセーフガードに関するサステナブルファイナンスプラットフォームの報告

3.6 ステップ 4 に関連する使用例: 関連する報告規則を適用する

使用例 7:非金融企業の EU タクソノミーに対する報告

非金融企業のEU タクソノミーに関連する開示義務は何か?

背景

EU タクソノミーの主な目的の 1 つは、大規模金融機関や非金融大企業の資 産や経済活動の環境パフォーマンスに関する情報を投資家に提供することで、市 場の透明性を高め、グリーンウォッシュを減らすことである。

したがって、開示委任法は大規模金融機関や非金融大企業が投資家やより 広範な利害関係者に提供しなければならない情報を特定しており、同法はEUタ クソノミーの 1 つの重要な成功要因である。 開示要件は、以下の情報を市場に 提供することを目的としている: (1) (EU タクソノミーに適合した活動からの収 益の比率の開示を通じて) EU タクソノミー基準に準拠した活動を行っている企 業、および、(2) (グリーンな支出の開示を通じて)目的を達成するための措 置を行っている企業。

情報開示の目的は、投資家(またはより広範には金融機関)が資金調達の 意思決定を行えるようにすることであるため、環境パフォーマンスを財務変数に変 換する必要がある。このようなプロセスは、自社組織で新しいスキルと新しいプロセ スを規程する必要がある。

された対応方 法

課題に対処す ステップ 1-タクソノミーに適合した経済活動を特定する (詳細については、使用 るための提案 | M 1, 2, 3, 4 を参照)。評価の結果、一部の活動のみが適合している可能性 がある。

> 例えば、自社が特定の建物用機器を製造している場合、気候委任法 の附属書 【に含まれる気候変動緩和への実質的な貢献に関する技術的 スクリーニング基準で定義されている特定のエネルギー効率の閾値を 満たす製品に関連する活動のみが適格となる。

> ステップ 2-各経済活動の主要業績評価指標(KPI)と関連する企業またはグ ループ単位のすべての経済活動の KPI の合計を開示する。このような情報には、 タクソノミーに適合していると特定された活動からの売上高と EU タクソノミー適合 しているとしてこれらの活動の拡大、維持に関連する資本的支出(および特定の 収益的支出)の両方が含まれる。タクソノミーに準拠した活動を行うための投資 計画の一部である資本的支出も含まれる。

KPI は以下のように定義される:

(1) **売上高 KPI** は、純売上高のうち、タクソノミーに適合した製品またはサ ービスから得られる売上高の割合を示す。売上高 KPI は、環境目標に対 する会社の貢献度に関する静的な視点を提供する。

KPIは、タクソノミーに適合した経済活動に関連する無形のものを含む製 品またはサービスから得られる純売上高(分子)の一部分を会計指令 第2条第5項に定義する純売上高(分母)で除して計算される。

(2) **資本的支出(CapEx)KPI** は、資本的支出のうち、すでにタクソノミ ーに適合している活動または、環境面の持続可能性を拡大や達成するための確実性の高い計画 ¹⁷ の一部である活動からの資本的支出の割合を示す。資本的支出 KPI は、企業の事業活動を変革するための計画の動的かつ将来を見据えた視点を提供する。

分母は、当会計年度の減価償却費、償却費、再評価や減損によるものを含む再測定を考慮する前かつ公正価値変動を除外した有形固定資産および無形固定資産の増加額を対象としている。分母は、企業結合から生じる有形固定資産および無形固定資産の増加額も同様に対象としている。分子は、分母に含まれる資本的支出のうち、以下の部分と等しくなければならない:

- a) タクソノミーに適合した経済活動に関連する資産またはプロセスに関連 するもの
- b) タクソノミーに適合した経済活動を拡大するもの、またはタクソノミーに 適格な経済活動がタクソノミーに適合となるための計画の一部である もの(中期、すなわち、5 年間において、信頼性が高く、実現可能で あると考えられるもの)
- c) 低炭素化または温室効果ガスの排出削減を可能にするタクソノミーに 適合した経済活動からの生産物の購入や個別の措置に関連するも の(例:建物の改修)。ただし、そのような措置が 18 カ月以内に実 行され運用されることが条件となる。
- (3) 収益的支出 (OpEx) KPI は、タクソノミーに適合した活動や資本的支出の計画に関連する収益的支出の割合を示す。収益的支出 KPI は、資産の継続的かつ効果的な使用を確保するために必要な企業の資産(工場、設備)の保守およびサービスに関連する非資産化費用を基本的に対象としている。

分母は研究開発、建物の改修、短期リース、保守および修繕および、企業または業務委託先の第三者による有形固定資産の日常的な保守に関連するその他の直接的な支出で、当該資産の継続的かつ効果的な機能を確保するために必要な直接的な非資産化費用を対象としている。分子は、分母に含まれる収益的支出のうち以下の部分と等しくなければならない:

- a) 研修およびその他の人的資源の適応ニーズを含む、タクソノミーに適合 した経済活動に関連する資産またはプロセス、並びに研究開発を表す 直接の非資産化費用に関連するもの。
- b) タクソノミーに適合した経済活動を拡大するもの、またはタクソノミー適格な経済活動が、事前に定義された期間内に、タクソノミーに適合したものになることを可能にするための資本的支出に係る計画の一部であるもの。
- c) 低炭素化または温室効果ガスの排出削減を可能にするタクソノミーに 適合した経済活動からの生産物の購入や個別の措置に関連するも の(個別の建物の改修措置も含む)。ただし、そのような措置が 18 カ月以内に実施され運用されることが条件となる。

¹⁷ 欧州委員会が FAQ で定義: EU タクソノミー第8条委任法とは何か、そしてそれは実務上にどのように機能するのか? 質問 6:「この開示委任法は、企業が経済活動をタクソノミーに適合したものにすることを目的とした軌道に乗り出すために、確度の高い計画が必要であると考えている。確実性の高い計画は、企業の評判リスクを最小限に抑え、環境目標を支援し、戦略的で将来を見据えたビジネス上の意思決定を発展させるものでなければならない。」

例えば、タクソノミーに適合した建物用エネルギー効率向上設備などを製造している製造会社は、以下の項目を報告する。

- (1) それらの活動を示す売上高の比率に基づいたタクソノミーに適合 した売上高の割合としての建物用エネルギー効率向上設備の販売による 純売上高
- (2) この投資に充てられた資本的支出の比率に基づいたタクソノミー に適合した資本的支出の割合としてのタクソノミーに適合した建物用エ ネルギー効率向上設備を生産する工場を拡張するための新規投資
- (3) タクソノミーに適合した収益的支出の割合としてのタクソノミー に適合したエネルギー(再生可能エネルギーなど)、またはその他のタ クソノミーに適合した生産プロセスへの投入物の購入に関する支出

例外:気候変動への適応という環境目標については(実現を促す活動を除く)、活動を気候レジリエントにすることに関連する資本的支出または収益的支出のみを考慮する必要がある。活動自体に関連する売上高は、別の環境目標への実質的な貢献に対して環境面で持続可能であると認定されない限り、含めるべきではない。

例えば、気候変動の緩和に実質的に貢献するための基準を満たしていないものの、気候変動に対するレジリエンスを向上させるために改修されている製造工場は、その改修をタクソノミーに適合した支出として計上できる。しかし、製造工場の活動に関連する売上高は、工場が気候に対してレジリエントになった後でも、工場で製造された製品がタクソノミーに適合していない限り、含まれない。

ステップ 3-移行に資する活動と実現を促す活動を含め、追求した経済活動および達成した環境目標に基づく KPI の内訳を提供する。 開示委任法の附属書 II には、非金融企業の KPI のテンプレートが含まれている。

例えば、タクソノミーに適合した経済活動に関連する製品またはサービスの売上高の割合を開示するためのテンプレートの一部を以下に示す。

図 3.4 「タクソノミーに適合した経済活動に関連する製品またはサービスの売上高の割合」に関するテンプレートの図(限定的に選択した筒所のみ)

| | | | 実質的な貢献基準 | | | | | | |
|------------------------------------|---------|---------|-----------|-------------|--------------|---------------------|--------------|--------|---------------|
| 経済活動 (1) | J- F(2) | 総売上高(3) | 売上高の割合(4) | 気候変動の緩和 (5) | 気候変動への適応 (6) | 水および海洋資源 (7) | 循環経済への移行 (8) | 汚染 (9) | 生物多様性と生態系(10) |
| | | % | % | % | % | % | % | % | % |
| A. タクソノミー適格活動 | | | % | | | | | | |
| A.1.環境面で持続可能な活動の売上高(タクソノ ミー適格) | | | | | | | | | |
| 活動 1 ³ | | | | % | % | % | % | % | % |
| 活動 2 | | | % | % | % | % | % | % | % |
| 環境面で持続可能な活動の売上高(タクソノミー適格)の売上高(A.I) | | | % | % | % | % | % | % | % |

ステップ 4-総売上高、総資本的支出、総収益的支出に占めるタクソノミーに適合 した経済活動に関連する売上高、資本的支出、収益的支出の割合と、技術的ス クリーニング基準を満たさないタクソノミー適格な経済活動に関連する売上高、資 本的支出、収益的支出の割合を特定する。

開示委任法の附属書 II に記載されているテンプレートを参照。

ステップ 5-タクソノミー非適格な経済活動を特定し、総売上高、総資本的支出、総収益的支出に占めるタクソノミー非適格な活動に関連する売上高、資本的支出、収益的支出の割合を開示する。

開示委任法の附属書!!に記載されているテンプレートを参照。

ステップ 6-時の経過に応じてタクソノミー適合へ移行するタクシノミー適格な経済活動を示す補足情報を提供し、報告期間中の 3 つ KPI の変化の主要な要素を説明する。

備考: 自社が個別の非財務報告書のみを作成する場合、すべての KPI は個別の法人単位で提供する必要がある。自社が連結で非財務報告書を作成する場合は、グループ単位で作成する必要がある。

次のステップ と参照

報告義務は、以下のスケジュールで段階的に引き上げられる。

- 2022 年 1 月時点で、NFRD の適用範囲のすべての企業は、どのような活動がタクソノミー適格とみなされるか、つまり、EU タクソノミーの対象であるか、対象でないかの報告を開始した。
- 2023 年 1 月以降、NFRD の適用範囲にある非金融大企業は、タクソノミーの適合性、つまり、EU タクソノミーの技術的スクリーニング基準に**適合した**活動か、適合していないかの報告をする必要がある。NFRD の対象外で CSRD の対象となる 大企業は、2026 年(報告期間 2025 年)になって報告が必要となる。

図 3.5 大企業の報告スケジュールの図 18

| 企業タイプ | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|-----------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 大企業 (NFRD対象) | | | | | | |
| 大企業(NFRD対象外だが 、CSRD対象予定) | | | | | | |
| CSRD対象の中小上場企 業 | | | | | | |

タクソノミー適格データ タクソノミー適合データ

詳細については、欧州委員会が公表した開示委任法、付随する欧州委員会スタッフ作業文書、および関連する FAQ を参照。

- 開示委任法およびその附属書 I および II
- タクソノミー規則第8条に関する欧州委員会スタッフ作業文書
- ◆ FAO:EU タクソノミー第8条委任法とはどのようなもので、どのように機能するか?

¹⁸ サステナブルファイナンスに関するプラットフォーム、EU タクソノミーに関する実践的な説明 2021 年、YouTube で公開

- FAQ:金融および非金融企業は、EU タクソノミー規則第8条開示委任法に従って、タクソノミー適格な経済活動および資産をどのように報告する必要があるか?
- <u>FAQ</u>:適格な経済活動および資産の報告に関する EU タクソノミー規則第 8 条 に基づく開示委任法の特定の法的規定の解釈に関する委員会通知草案

使用例 12:非上場中小企業または EU 域外企業に対する EU タクソノミーに対する報告 25

非上場中小企業または EU 域外企業は、結果として、CSRD で参照されるタクソノミー開示に準拠する必要はない。自社は、気候変動の緩和と気候変動への適応に関する影響を測定し、報告するために、EU タクソノミーをどのように活用できるか?

背景

EU タクソノミーの適合性を報告することは、自社にとって必須ではないが、早々に検討を開始する正当な理由となる可能性がある。

第1に、市場の動向や開示委任法第9条に規定されている見直し次第では、金融機関は、CSRD に基づくタクソノミー開示の対象とならない非上場中小企業やEU域外企業を含むすべてのタイプの会社について、エクスポージャーがタクソノミーにどの程度適合しているかを徐々に考慮に入れていく可能性がある。したがって、自社に欧州の投資家がいる企業であれば、自社の投資家がEU タクソノミー適合性についての質問をしてくる可能性が高い。

第 2 に、グローバルに事業を展開する欧州企業は、EU タクソノミーの考え方をグローバル事業に適用する可能性が高い。EU タクソノミーは EU の規制だが、欧州や欧州企業と取引を行う海外市場に影響を与えるとみられる。自社が EU の大企業のサプライヤーの場合、自社の顧客が、生産物の潜在的なインパクトを評価および開示するために、自社の製品に関する情報を必要とするかもしれない(例えば、建築資材に対する著しい書を与えない基準を評価するため)。

最後に、EU タクソノミー開示規則の基準は、自社の活動がもたらす正のインパクトを実証する上での重要な基準点を提供し、結果として欧州の投資家を引き留めたり、引き付けたりする可能性があるため、任意で適用することを検討することができる。例えば、再生可能エネルギーやエネルギー効率向上設備の製造など、EU タクソノミーに沿った製品やサービスを提供する中小企業は、グリーンな活動の便益と環境貢献を強調し、グリーンファイナンス(例えば、グリーンボンド発行に関連した銀行のグリーンローン)へのアクセスを容易とする手段として、EU タクソノミーを利用するという選択肢がある。

課題に対処するための提案された対応方法

ステップ 1-EU タクソノミーの開示要件を評価する。

上記の理由により、EU タクソノミーの開示要件(使用例 7 を参照)の評価を早々に開始し、利害関係者のニーズと収集すべき関連データを特定することが重要となる可能性がある。

例えば、自社が建築物用の特定の機器を製造している場合、タクソ ノミーに適合した活動に関連する売上高と支出の KPI を計算/報告す る方法を評価する必要がある。この KPI が気候変動緩和への実質的な 貢献に関する技術的スクリーニング基準に定義されるエネルギー効率 の閾値を満たしている場合、当該 KPI が自社の製品の一部を対象とす る可能性がある(気候委任法の附属書 I を参照)。

ステップ 2-必要なスキルを特定し、報告プロセスを定義する。

EU タクソノミーの開示規則は、環境パフォーマンスを財務変数に変換することを基礎としている。このようなプロセスは簡単ではない。

^{25 「}EU 域外企業」とは、EU 域内で法的に設立されていない会社を意味する。

一部の要件は、小規模な企業にとって事務的な負担となり、正確で効率的な任意報告の妨げとなる可能性がある。したがって、組織に必要な新しいスキルとプロセスを特定することが重要である。

上記の建築物用の特定の機器を製造している企業を例にとると、技術的スクリーニング基準との整合性と最低限のセーフガードを遵守していることを実証するために(使用例 2~6 を参照)、エネルギー効率の高い製品に関する環境データや社会データを収集および評価する必要がある。同様に、それらの製品が売上高に占める割合を評価するため、およびそれらの製品の生産能力の拡張、切り替え、開発に関連する潜在的な支出を評価するために、財務情報を収集する必要がある。

ステップ 3-タクソノミーに適合していると特定された経済活動に開示要件を適用し、使用例 7 で説明されているプロセスに従う。

ビジネスモデルが EU タクソノミーの対象となる 1 つのグリーン活動に特化している中小企業にとって、自社のビジネスモデルに適用される基準は 1 セットのみとなるであろう。

例えば、エネルギー効率の高い窓を製造する小規模なメーカーは、 EU タクソノミー基準に準拠した窓の販売に関連する売上高、資本的支 出、収益的支出の割合を比較的簡単に確認することができる。

次のステップと 参照

報告義務は、以下のスケジュールで段階的に拡大される:

- 2022 年 1 月時点(報告期間 2021 年)では、NFRD の適用範囲に含まれる企業のみが、EU タクソノミーで適格とされる活動の割合(または活動へのエクスポージャーの割合)と、適格でない活動、または適用範囲外の活動の割合を報告する必要がある。この段階では、企業はこれらの活動のタクソノミーの適合性の評価は要求されていない。また、気候目標に関連する活動のみを報告することが求められている(他の目標に関連する活動は 2023 年になって公開される)。
- 2023 年(報告期間 2022 年)には、NFRD の適用範囲に含まれる非金融企業は、EU タクソノミーの気候目標に適合しているとみなされる活動を報告する必要がある。

前章で述べたように、CSRDは、持続可能性情報の公開が必要な企業の範囲をすべての大企業およびすべての上場企業(零細企業を除く)に拡大する。

- NFRD の対象ではなかったが、現在は CSRD の対象となっている大企業は、 2026 年(報告期間 2025 年) に報告が必要となる。
- 上場中小企業は、2027年1月(報告期間2026年)に報告が必要となる。ただし、さらに2年間、報告要件を採用しないことができる。

詳細については、欧州委員会が発行した開示委任法、付随する欧州委員会 スタッフ作業文書、および関連する FAQ を参照。

- 開示委任法およびその附属書 I および II
- タクソノミー規則第8条に関する欧州委員会スタッフ作業文書
- FAQ:EU タクソノミー第 8 条委任法とはどのようなもので、どのように機能するか?
- FAQ:金融および非金融企業は、タクソノミー規則第 8 条開示委任法に従っ

て、タクソノミー適格な経済活動および資産をどのように報告する必要があるか?

• FAQ:適格な経済活動および資産の報告に関する EU タクソノミー規則第 8 条に基づく開示委任法の特定の法的規定の解釈に関する委員会通知草案

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約1分)にご協力ください。 https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240005



本レポートに関するお問い合わせ先: 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

調査部 欧州課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5569 E-mail: ORD@jetro.go.jp